

臭気指数規制の 導入について

悪臭防止法に基づく悪臭規制方法が変更になりました。



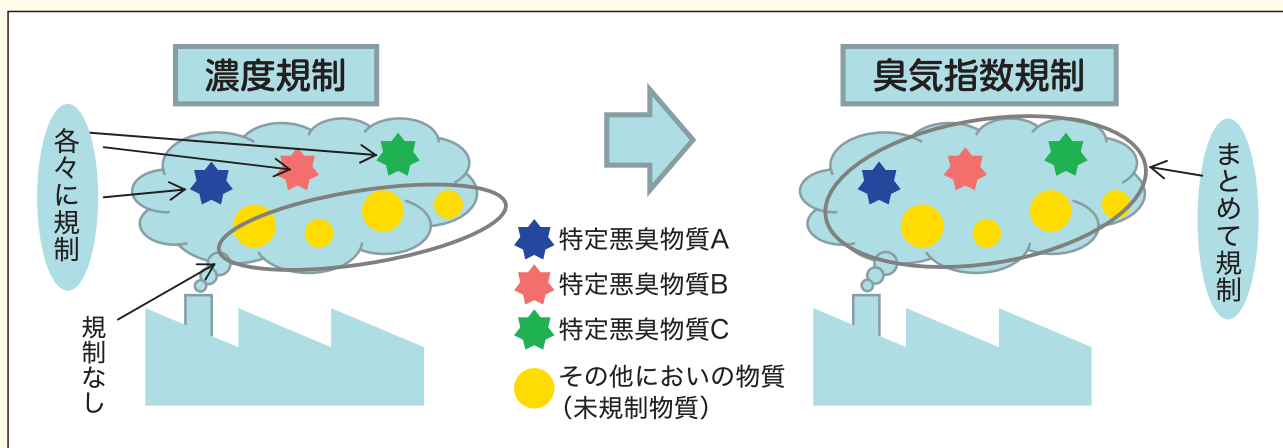
平成24年4月
栃木県

概要

栃木県では、これまで、悪臭問題に対応するため、悪臭防止法に基づき特定悪臭物質（アンモニアなど22物質）の濃度を規制する方法を採用してきましたが、最近では、いろいろな物質のにおいが混ざり合った複合臭や未規制物質によるにおい、都市・生活型と呼ばれる身の回りから発生する悪臭問題が増加しています。

このため、平成24年3月31日から、人の嗅覚を用いて悪臭を評価する「臭気指数規制」に規制方法を変更しました。

現在、県内全26市町において、臭気指数規制が導入されています。



臭気指数とは

臭気の強さを表す数値で、人の嗅覚でその臭気を感じできなくなるまで薄めたときの希釈倍数から算出されます。

臭気指数 = $10 \times \text{Log}(\text{希釈倍数})$

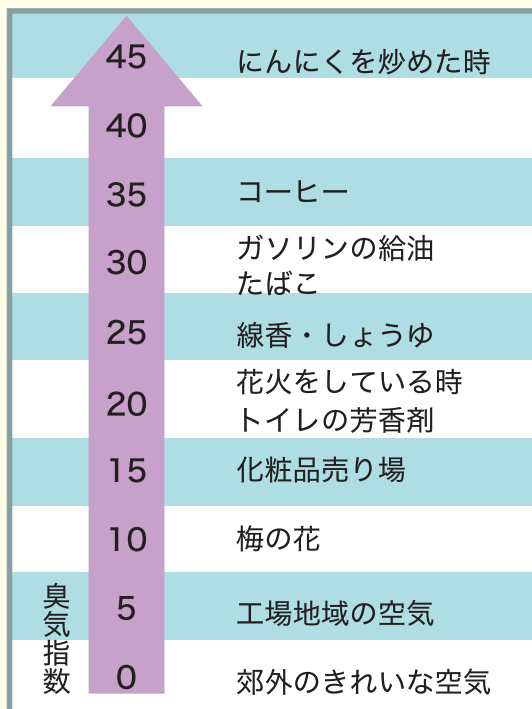
例えば、ある臭気を100倍に希釈したとき、においを感じできなくなった場合、臭気指数は20となります。

【計算式】 $10 \times \text{Log}(10^2 (=100)) = 10 \times 2 = 20$

※ $\text{Log}10^A = A$



臭気指数の目安



環境省「においの評価」から作成

● 規制対象

規制対象地域は、県内全26市町における、都市計画法に基づく用途地域および市町長が必要と認める地域です。

規制対象地域内にある全ての工場・事業場が規制対象となります。

● 規制基準

各市町の地域の特性に応じて設定し、以下の3種の規制基準があります。

①敷地境界線の基準(1号基準)

住居系地域は、臭気指数15。

商業・準工業系地域、工業系地域及び市町長が必要と認める地域は、臭気指数15または18。

※各市町における基準値一覧は、次ページ参照。

②排出口の基準(2号基準)

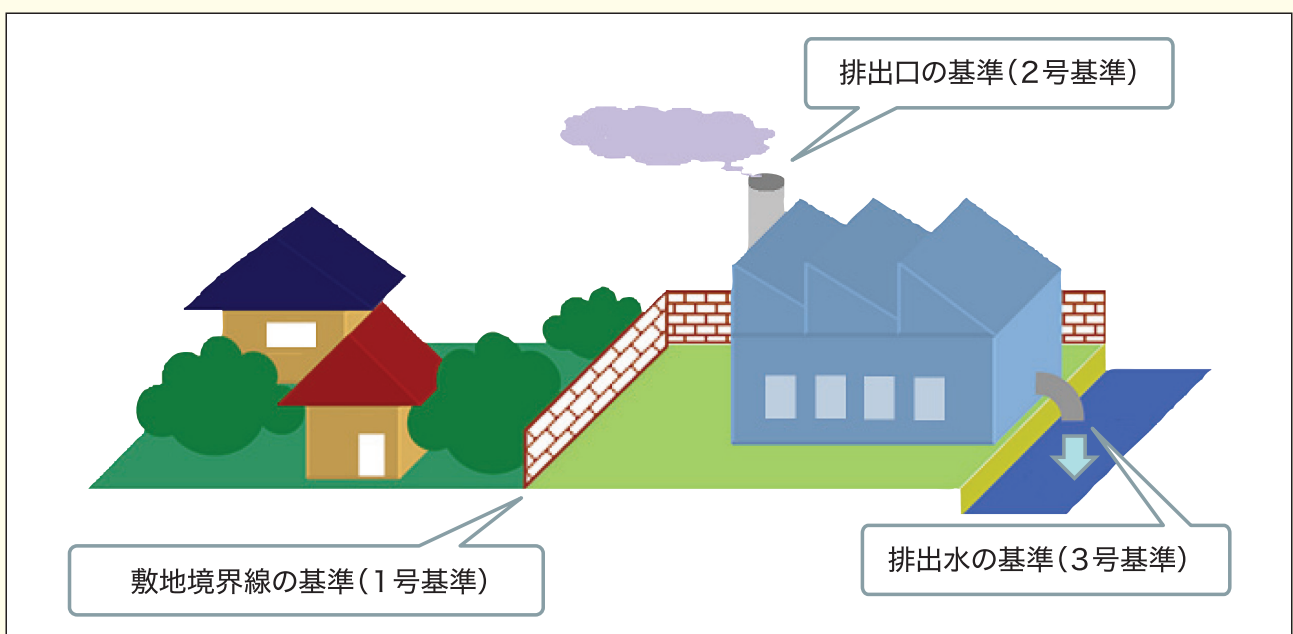
排出口から排出した臭気が地表にとどいたときの臭気指数を計算式(大気拡散式※)により個別に算出。

※悪臭防止法施行規則第6条の2に基づく算出式

③排水水の基準(3号基準)

工場・事業場の敷地境界線上の基準に16を加算した臭気指数。

※悪臭防止法施行規則第6条の3に基づく算出式



県内における敷地境界線の臭気指数一覧

下記基準値は、平成24年4月時点のものです。

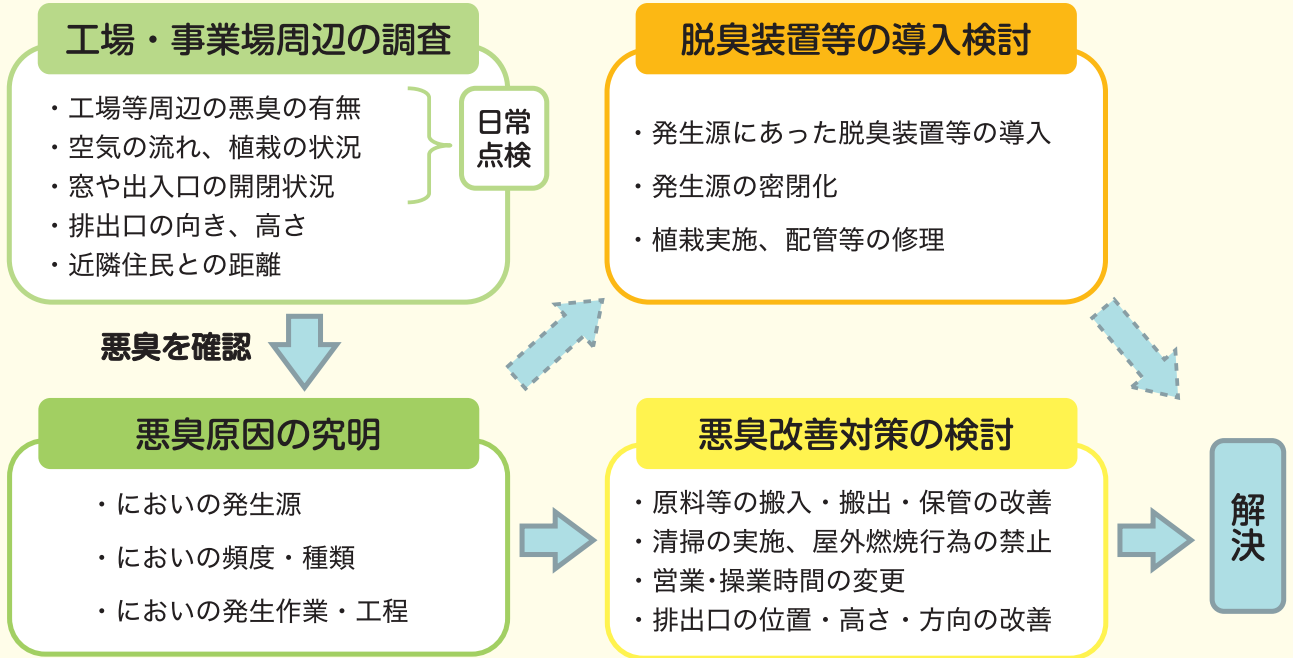
詳しくは、各市町へお問合せください。

市町名	都市計画区域												市町長が必要と認める地域	
	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層 住居 専用地域	第二種 中高層 住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商 業地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専 用地域	地図 指定	施設 (※) 周辺 100m 規制
宇都宮市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
足利市	15	—	15	—	15	15	—	15	15	15	18	18	有	有
栃木市	15	—	15	15	15	—	15	15	15	15	18	18		
佐野市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15又は 18	18	有	
鹿沼市	15	—	15	15	15	15	—	15	15	15	18	18		
日光市	15	—	15	15	15	15	—	15	15	15	18	18	有	有
小山市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18		
真岡市	15	—	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18		
大田原市	15	—	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		有
矢板市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18		
那須塩原市	15	15	15	—	15	15	15	15	15	15	15又は 18	15又は 18	有	
さくら市	15	—	15	—	15	15	—	15	—	15	15	18		
那須烏山市	—	—	15	15	15	—	—	15	15	15	15	—	有	
下野市	15	—	15	15	15	15	—	15	—	15	18	18		
上三川町	15	—	15	15	15	15	15	15	—	15	18	18		
益子町	—	—	15	15	15	15	—	15	—	15	—	18		
茂木町	15	—	15	—	15	15	—	15	—	15	—	—		
市貝町	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	18		
芳賀町	15	—	—	—	15	15	—	—	—	—	—	18		
壬生町	15	—	15	—	15	15	15	15	—	—	18	18	有	有
野木町	15	—	15	—	15	15	—	15	—	15	15	18	有	
岩舟町	—	—	15	—	15	15	—	15	—	15	—	18		
塩谷町	—	—	—	—	15	—	—	15	—	18	15	18		有
高根沢町	15	—	15	—	15	—	—	15	—	15	15	18		
那須町	15	—	15	—	15	15	—	15	15	15	—	—		有
那珂川町	—	—	—	—	15	—	—	15	—	15	—	—		

※施設とは、学校及び病院等。

● 悪臭防止対策について

工場・事業場の皆さんは、悪臭問題を起こさないために、日頃から悪臭の発生を未然に防ぎましょう。



● 対応業種と脱臭装置・脱臭方法の種類

業種等	脱臭方法				
畜産農業		②		④	⑤
堆肥				④	⑤
有機肥料製造業				④	
化製場	①			④	
食料品製造	①	②	③		⑤
化学工場	①	②		④	
パルプ工場	①				
ラミネート	①				
接着・テープ製造・クリーニング業			③		
FRP加工業			③		
ゴム工場・プラスチック製造業			③		
医薬品製造	①				
塗料	①		③		
インク製造	①		③		
印刷	①		③		⑤
塗装	①		③	④	
鋳造				④	
ゴミ処理場		②	③	④	⑤
下水処理場		②	③	④	
し尿処理場		②		④	
と畜場		②			
ペットショップ			③		⑤
動物飼育				④	
ゴミ置き場					⑤
浄化槽				④	
ビルピット		②		④	⑤
化学工場等で活性汚泥処理装置を有する施設				④	

環境省「臭気対策行政ガイドブック」を参考に作成

脱臭方法の種類

① 燃焼法	② 洗浄法	③ 吸着法	④ 生物脱臭法	⑤ 消臭・脱臭剤法
-------	-------	-------	---------	-----------

● 悪臭に関する問い合わせ先

市町

- ・規制地域、規制基準の内容等
- ・悪臭に関する苦情相談
- ・悪臭に関する条例の届出

市町名	担当課	電話番号
宇都宮市	環境保全課	028-632-2407
足利市	環境政策課	0284-20-2152
栃木市	環境課	0282-21-2602
佐野市	環境政策課	0283-61-1155
鹿沼市	環境課	0289-65-1064
日光市	環境課	0288-21-5152
小山市	環境課	0285-22-9285
真岡市	環境課	0285-83-8127
大田原市	生活環境課	0287-23-8706
矢板市	生活環境課	0287-43-6755
那須塩原市	環境対策課	0287-62-7141
さくら市	環境課	028-681-1126
那須烏山市	環境課	0287-83-1120

市町名	担当課	電話番号
下野市	環境課	0285-40-5559
上三川町	住民生活課	0285-56-9131
益子町	環境課	0285-72-8101
茂木町	環境課	0285-63-5628
市貝町	町民くらし課	0285-68-1114
芳賀町	環境対策課	028-677-6041
壬生町	生活環境課	0282-81-1834
野木町	生活環境課	0280-57-4149
岩舟町	住民生活課	0282-55-7763
塩谷町	住民課	0287-45-1118
高根沢町	環境課	028-675-8109
那須町	住民生活課	0287-72-6916
那珂川町	住民生活課	0287-92-1112

県

- ・規制地域、規制基準の内容（市を除く）
- ・法または条例の相談受付

環境森林部環境保全課 ☎028-623-3188

栃木県環境森林部 環境保全課 大気環境担当

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

TEL 028-623-3188

FAX 028-623-3138

E-mail kankyo@pref.tochigi.lg.jp

HP <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/taiki/souonn.html>



©タニ シュンコ

「エコざる将軍」